第3期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

- (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標
- ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度		第3期計画期間					
(計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)	
52.8%	54.9%	55.4%					
目標達成に 必要な数値	55.7%	58.6%	61.4%	64.3%	67.2%	70%	
2020 年度の 取組・課題	 【取組】 ・各医療保険者による受診率向上のための啓発、保険者協議会による支援 ・医療保険者間の協力や受診医療機関の拡大等、受診しやすくする環境整備 ・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発 ・いばらき健康経営推進事業所の認定項目に、従業員が健康診査を受けやすい体制づくりを位置付け 【課題】 ・各医療保険者が特定健診の受診勧奨を啓発しているが、実施率の伸びが少ない。 ・未受診者対策やかかりつけ医との連携等の取組の徹底、さらに受診しやすい環境づくりを推進していく必要がある。退職者等の保険者の変更により未受診にならないよう保険者間の連携や情報提供が必要。 						
次年度以降の改善について	特定健診受診啓発の継続、未受診者対策を推進、地域と職域の連携						

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度	第3期計画期間						
2017 平皮 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	2010 平皮	2019 平皮	2020 平皮	2021 平皮	2022 平皮	(目標値)	
18.6%	22.1%	22.0%					
目標達成に	22.00/	27.40/	24.00/	26.20/	40.60/	450/	
必要な数値	23.0%	27.4%	31.8%	36.2%	40.6%	45%	
	【取組】						
	・健診当日の初回面接を実施する市町村の増加、特定健診が受けやすくなる環境整備						
	・特定保健指導	・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施					
2020 年度の	・ヘルスケアボ	・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発					
取組・課題	【課題】	【課題】					
	保健指導実施率は上昇しているが、伸びが少ない。医療保険者により伸び率に差があるため、各医療保険者						
	 間で情報共有し、好事例を横展開できるようにしていく必要がある。本県は、働く世代の特定保健指導の実施						
	率が特に低いため	、医療保険者と事	業所等の連携が求め	かられる。			
次年度以降の	夕匠房口险老子	はおせたし おま	例の世屋間につまい	ベフロゆみや声光記	- 笠 レの油性につか		
改善について	合达原体映有 ()	:情報共有し、好事	グラググ (大) (大) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	パの巛修云パ争未が	寺との建坊にフは	かる合光	

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度		第3期計画期間					
2017 平皮 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	2010 平皮	2019 平皮	2020 平皮	2021 平皮	2022 平皮	(目標値)	
13.0%	12.5%	12.9%					
目標達成に	15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	25%	
必要な数値	15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	25%	
	【取組】						
	・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施						
	・各医療保険者、	・各医療保険者、市町村による生活習慣病予防の啓発					
2020 年度の	・ヘルスケアポイ	・ヘルスケアポイント事業による県民への健康づくりの取組(運動、食事、健診等)を推進					
取組・課題	【課題】	【課題】					
	メタボリックシ	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率が少なく、特定保健指導の実施率も低い。また働く					
	世代のメタボリッ	世代のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が高いことから、新たな対象者を増やさない取組					
	が必要。						
次年度以降の	新規の対象者を	新規の対象者を増やさないよう生活習慣病予防を特に若い世代・働く世代に重点的に普及啓発、ヘルスケア					
改善について	ポイント事業の活用、いばらき健康経営推進事業所の取組を推進、減塩対策の推進。						

④ たばこ対策に関する目標

成人の喫煙率の減少

2017 年度	第3期計画期間						
2017 平度 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					2022 1/2	(目標値)	
男性 33.5%		男性 30.9%	_				
女性 6.6%		女性 8.4%					
目標達成に	32.2	30.9	29.6	28.3	27.0	男性 25.5%	
必要な数値	32.2	30.9	29.0	26.5	27.0	女性 4.0%	
2020 年度の 取組・課題	【取組】 ・改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進 ・歯科病院・薬局での禁煙支援・相談						
4以心 就因	【課題】						
	健康増進法が改	江(令和2年4月1	1日施行)され、施設内原則禁煙となったことを踏まえ、望まない受動喫煙				
	防止対策に係る法規制の周知を図る必要がある。						
次年度以降の	受動喫煙防止対策に係る法規制の周知を図る。						
改善について							

⑤ 予防接種に関する目標

目標	予防接種の普及啓発の推進
2020 年度の 取組・課題	【取組】 県ホームページや報道機関などの広報媒体を積極的に活用し、予防接種に関する正しい情報の普及啓発に努めている。 特に、HPV ワクチン接種については、各市町村に対し、接種対象者及びその保護者に対する個別通知による 情報提供を依頼した。
	【課題】 引き続き上記のような取り組みを推進していく。
	10元と上記のような取り組のでは進じていく。
次年度以降の	2021年度も引き続き、関係機関と連携した普及啓発活動を実施していく。
改善について	2021十反 0万00元(民党成民に建済した自及省先泊勤で天肥していて。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標(糖尿病の重症化予防の推進)

目標	糖尿病性腎症により新規に透析を導入される人数 (2015:416 人)の現状維持。現状値(2019:399 人)
	【取組】
	・糖尿病に係る医療連携体制の推進(糖尿病対策検討部会の開催、県糖尿病性腎症予防プログラムの整備等)
	・糖尿病性腎症の重症化予防の推進に向けた研修会の開催(県プログラムの周知・活用、取組みの向上のため)
2020 年度の	・2020 年 1 月、県プログラムに保健所の役割を追加(地域の連絡会、医師会との調整等)
取組・課題	【課題】
	・新規透析患者の中で糖尿病性腎症による割合が一番多いが、横ばいから減少傾向にある。
	・未治療者への受診勧奨の取組は実施されている。一方、治療中断者への受診勧奨や治療中患者への保健指導
	の取組も年々増えているが、人員配置や医療機関との具体的な連携方法などの課題がある。
次年度以降の	・医療機関と連携した受診勧奨と保健指導が更に推進できるよう、今後も医師会や関係機関等と連携し、かか
スキ皮以降の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りつけ医等への協力を求めていく。
以当について	・医療が必要な患者が適切に医療に結びつくよう医療保険者と協力して、働きかけを強化していく。

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標(歯科口腔保健の推進)

80 歳で 20 本以上の自分の歯を有する者の割合

2017 年度	第3期計画期間					
2017 平度 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
						(目標値)
41.0% (H27)	_	<u>—</u>	<u>—</u>			
目標達成に	43.6	44.9	46.2	47.5	48.8	5 0 %以上
必要な数値	45.0	44.9	40.2	47.5	40.0	30%以上
	【取組】					
	・歯科口腔保健に係る推進体制の推進(部会の開催等)					
2020 年度の	・市町村歯科口腔	保健事業の推進の	ための研修会の開係	崔		
取組・課題	・モデル市町村に	・モデル市町村におけるフッ化物洗口の推進のための事業等				
	【課題】					
	自分の歯を失う原因になる歯周病の有病状況(進行した歯周炎を有する者の割合等)の改善が見られない。					
次年度以降の	関係機関と連携し、施設等でのフッ化物洗口を推進するとともに、事業所等での歯科検診の受診やセルフケア					
改善について	の実践方法の周知を推進することなどにより、現在歯数の増加に寄与する歯科疾患の予防を行う。					

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度		第3期計画期間					
(計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)	
69.7%	77.0%(*) (74.5%)	79.9%(*)	81.0% (*)			80%	
目標達成に 必要な数値	72.0	73.7	74.9	76.6	78.3	80	
2020 年度の 取組・課題	【取組】 後発医薬品のさらなる使用促進のため、医療関係者及び保険者等を構成員とする協議会を設置し、WG会議 や検討会議等を開催するなど、多職種間で課題を共有し連携強化を図った。また、県民への啓発として、メディア(新聞、ラジオ)や公共交通機関(鉄道、バス)に加え、WEB(Yahoo!JAPAN)等を利用した広告を実施した。 【課題】 効果的、効率的な啓発を実施するため、保険者の他、各種関係団体との連携強化等の対策が重要である。						
次年度以降の	目標値である 80%は達成しているが、若年層の使用割合が低いため、若い世代にターゲットを絞った啓発						
改善について	や、電子媒体を活用した広報活動など、より効果的、効率的な後発医薬品の使用促進事業を推進する。						

(*) 出典「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」 括弧内はNDBデータ(都道府県別使用割合)

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標(在宅訪問実施薬局数)

目標	在宅訪問実施薬局数(人口 10 万人対)を 2023 年度までに 19.7 箇所に増加させる。
	【取組】
	薬機法改正により 2021 年 8 月から施行される「地域連携薬局」の制度を円滑に開始するため、国補事業と
	して選定された「地域連携認定薬局推進体制整備事業」を実施した。住み慣れた地域で患者が安心して医薬品
	を使うため、入退院時や在宅医療において、他医療提供施設や他職種と連携して対応できる薬局(地域連携薬
2020 年度の	局)を整備することを目的に、地域の医療・福祉関係職種等で構成する地域協議会を設置するモデル事業を実
取組・課題	施することで、医療機関等との連携体制構築のための取組等の支援に取り組んだ。
	在宅訪問実施薬局数(人口 10 万人対): 13.6 箇所(2017 年度)→ 18.5 箇所(2020 年度)
	【課題】
	在宅訪問実施薬局は順調に増加傾向にある一方で、新たな制度の理解がどれくらい得られるか、見通しが立
	てづらい状況である。
次年度以降の	認定薬局制度の理解促進を図るため、薬局・薬剤師に対する教育研修等を実施する。
改善について	砂た米河側反り上所促進で凶るため、米河・米川岬に対する教育研修寺で天肥する。

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2. 体陕石寺、区	原域因での他の関係者の建筑及の励力に関する計画
2020 年度の 取組	・保険者と協力した生活習慣病予防の事業(ヘルスケアポイント事業、いばらき健康経営推進事業)の推進 ・市町村や茨城県医師会と連携し、予防接種の接種勧奨や正しい情報提供を実施した。
次年度以降の改善について	・更に各保険者との連携及び協力を強化していく。 ・風しんの第5期定期接種について、茨城県国保連合会とも連携し、接種勧奨や情報発信を実施する。